

## 議案第 153 号

### 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 1 権利放棄の内容

##### 鉱業権

登録番号	三重県採掘権登録第 334 号
登録年月日	昭和 49 年 6 月 4 日
種類	採掘権
鉱種	けい石・耐火粘土
鉱区面積	764 アール
鉱区所在地	伊賀市島ヶ原地内

#### 2 放棄の理由

当該鉱業権は、島ヶ原財産区がゴルフ場として貸し付けている土地に設定しており、民間業者による採掘等から土地を保護する目的で旧島ヶ原村が取得した。取得後は、事業に着手することなく、鉱業法第 62 条第 2 項の規定による事業着手延期認可を受けてきたが、平成 24 年 1 月 21 日に施行された鉱業法の一部改正により、事業着手延期認可の要件が厳格になり、実態として事業が行われていない鉱区については、やむを得ない場合を除き、事業着手延期認可を受けられず、また、市として今後も採掘事業に着手する見込みがないことから、鉱業権を放棄しようとするものである。